



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年1月16日火曜日 第2941号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）.....22

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）.....22

土地収用法に基づく事業の認定.....（用地課）.....22

公共測量の実施の通知.....（道路維持課）.....25

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....（会計課）.....25

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）.....25

道路の供用開始（県道宇和島城辺線）.....（南予地方局管理課）.....25

道路の供用開始（一般国道380号）.....（南予地方局大洲土木事務所）.....25

道路の区域変更（県道肱川公園線）.....（"）.....26

道路の供用開始（"）.....（"）.....26

道路の区域変更（県道蔵川大谷線）.....（"）.....26

道路の供用開始（県道蔵川大谷線）.....（"）.....26

告 示

○愛媛県告示第48号

平成29年12月7日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年1月16日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人 たいよう農園	愛媛県大洲市野佐来 162番地20	愛媛県北宇和郡松野 町大字吉野2224番地 1ほか51筆	63,341
農事組合法人 サポート中寺	愛媛県今治市中寺68 2番地	愛媛県今治市中寺字 樋掛246番3ほか5 筆	4,311
農事組合法人 まつぎ	愛媛県今治市松木19 7番地1	愛媛県今治市松木字 角田223番1ほか2 筆	1,330
越智今治農業協 同組合	愛媛県今治市北宝来 町一丁目1番5号	愛媛県今治市上浦町 井口8638番6ほか3 筆	6,852
金井吉弘	愛媛県喜多郡内子町 大瀬南2870番地	愛媛県喜多郡内子町 大瀬南2713番ほか8 筆	14,017
寺田利重	愛媛県東温市松瀬川 477番地	愛媛県東温市松瀬川 字北風甲250番1	2,664
越知峰一	愛媛県東温市見奈良 905番地	愛媛県東温市田窪字 井手之上247番1	467

2 認可年月日

平成30年1月9日

○愛媛県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、久万高原町東川、上野尻、下畑野川地域に係る県営土地改良事業計

画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年1月16日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・久万高原地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年1月17日から2月14日まで
- 縦覧場所
久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第50号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成30年1月16日

愛媛県知事 中村時広

- 起業者の名称 西条市
- 事業の種類 （仮称）小松地区子育て支援施設整備事業
- 起業地
 - 収用の部分
愛媛県西条市小松町新屋敷字小松地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
申請に係る事業は、西条市小松町新屋敷字小松地内の土地2,981.19平方メートルを起業地とする「（仮称）小松地区子育て支援施設整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本事業は、西条市が設置する地域子育て支援センター、一時預かり保育施設及び地域交流施設に関する事業であることから、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設」、同条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本事業は、西条市議会において西条市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、西条市は、本事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

西条市（以下「市」という。）では、平成27年3月に「第2期西条市総合計画」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭を地域全体で支える仕組みの構築に取り組んでいるほか、市における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として「西条市子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）を策定しており、「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」を基本理念とし、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童館管理運営事業等の充実に取り組むこととしている。

また、「新市建設計画」（平成26年12月変更：以下「新市建設計画」という。）においては、地域の特殊性や地域バランスに配慮しながら、育児相談・指導、情報の提供・交換のための拠点を整備することで、育児不安等の解消を目指すほか、地元で遊べる施設の充実や放課後児童の健全育成の充実等、地域が一体となって子育てを支援する体制を整備することとしている。さらに、新市におけるまちづくりの根幹を担う住民主体のコミュニティ活動を促進するため、その活動の基盤となる公民館や地域交流センターなども整備することとしている。

上記のような目標、施策を受け、更なる地域子ども・子育て支援事業の推進に努めているところではあるが、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童館管理運営事業について以下に示す問題を抱えており、各施設を新たに小松地区に整備することが喫緊の課題となっている。

(ア) 地域子育て支援センター

市においては、市内の8箇所の地域子育て支援センター（西条地区4箇所、東予地区2箇所、丹原地区1箇所、小松地区1箇所）において子育てサークルや園庭解放、育児講座、育児相談、情報提供等の事業を行っているが、小松地区においては小松東保育所を拠点とする「たんぼぼくらぶ」で事業を実施しており、交流サークルやわらべうた講習等の事業は主に小松公民館を利用するほか、小松西保育所、石根保育所、小松幼稚園にも出向き、事業を実施している。

しかしながら、小松公民館においては、公民館活動が年々盛んになってきたことから、「たんぼぼくらぶ」の活動

日数が制限されており、子育てサークルや育児・思春期相談等の実施回数が減少しているため、他地区と比べ、地域子育て支援センター事業が十分に実施できていない等、市が推進する施策に支障を及ぼしている状況である。

また、今後も、公民館主催事業等の増加が見込まれ、今後ますます「たんぼぼくらぶ」事業の実施が困難になると考えられるため、小松地区の住民からも、地域子育て支援センター専用施設設置の要望が多数挙がっていることに加え、市としても、合併による市民サービス享受の地域間格差解消に努める必要があることから、小松地区における地域子育て支援センター専用施設の整備は急務となっている。

(イ) 一時預かり保育施設

市では、市内4箇所の保育所等の施設（西条地区2箇所、東予地区2箇所）で一時預かり事業を実施しているが、事業利用者が多い一方で、各一時預かり保育施設は受け入れ人数に制限があることから、一時預かり事業を利用できない利用者が散見される日があり、支援事業計画策定のために実施したニーズ調査において、就学児童前の保護者から、一時預かり保育事業を拡充（増設）してほしいとの要望が寄せられている状況である。また、支援事業計画においては、一時預かり保育事業を実施する保育所を増やすとともに、専用の保育室の確保に努めることとしているため、現在一時預かり事業を実施していない丹原地区及び小松地区のうち、丹原地区においては、今後新たに一時預かり事業を中川さくら保育所で実施する予定である。

しかしながら、小松地区においては、既存の保育所・公共施設等には児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定められた調理室等の必要設備等が整っていないため、事業を実施することができない状況である。このため、小松地区の保護者が一時預かり保育を利用する際は、従来どおり他地区の施設を利用しなければならないが、最寄りの保育所である東予南保育所は、小松地区の中心地から約4.5キロメートル離れているため利便性が悪いこと、また、緊急的に一時保育が必要となる際の児童の受け入れ態勢が整っておらず、小松地区の住民からは一時預かり施設設置の要望が多数寄せられている状況である。さらに、合併による市民のサービス享受の地域間格差解消に努める必要があり、一時預かり事業の拠点整備は急務となっている。

(ウ) 地域交流施設

市では、市内4箇所の児童館（西条地区2箇所、東予地区1箇所、丹原地区1箇所）において児童館管理運営事業を実施しているが、事業利用者は年々増加しており、市民からの需要は高い状況であることに加えて、支援事業計画及び新市建設計画においては同事業の更なる充実が必要とされており、市としては今後、より一層の推進を図る予定である。

しかしながら、小松地区は市内で唯一児童館が整備されていない地区であるため、地区間における市民サービスの格差があると言わざるを得ない状況であり、状況を看過すれば格差拡大が今後ますます深刻になる恐れがある。また、小松地区においては、合併以前より、市政懇談会等において児童館が必要であるとの要望も挙がっている状況である。

これらの状況を受けて、小松地区子育て支援施設等検討

会を開催した結果、乳幼児がいる親子から小中高生、大人やお年寄りが気軽に入って集える多世代交流ホールと多目的室を備えた地域交流施設が必要との結論となった。

市は、地域交流施設として地域交流センターを整備して地域交流事業を実施しているが、小松地区は児童館と同様に、地区内に地域交流センターが整備されていないため、他地区において実施されている地域交流事業が実施できていない。その一方で、支援事業計画策定時に市が実施したニーズ調査によると、就学前児童の保護者のうち6割が地域交流センター（児童室）を利用したいと回答している状況である。

現状を看過すれば、市が推進している児童館管理運営事業及び地域交流事業に支障を及ぼしかねないことに加え、今後ますます小松地区とその他の地区におけるサービス格差拡大が深刻になると予想されるため、地域交流施設の整備は急務となっている。

本事業は各事業の問題を解決し、それぞれの整備目的を達成するために計画されたものであるが、子育てに関するサービス及び地域交流サービスをワンストップで提供することにより利用者の利便性を確保し、スタッフの連携を図り、施設相互間で兼務可能な業務を兼任するためには、複合施設とする必要がある。また、複合施設とすることにより、今後市が取り組んでいく「コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成」にも寄与することとなるため、本事業の整備方法を複合施設としたものである。

本事業は、上記のような地域子ども・子育て支援事業の課題に対処し、子育て環境の整備により、多様化する子育て世代のニーズに応じたサービスや情報を提供し、健やかな子どもの成長を促進するために、また、住民の共助による地域力の向上のために地域子育て支援センター、一時預かり保育施設及び地域交流施設を整備するものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため環境影響評価は実施していないが、施工に際しては、低騒音・低振動型の建設機械を使用する等、環境への影響を最小限に抑制する対策を講じることとしている。また、起業地は特定希少野生動植物保護区外で、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、埋蔵文化財包蔵地外で保全を要する文化財等も確認されていない。以上のことから、環境等への影響は軽微であると認められる。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、経済的条件及び社会的条件等による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。また、起業地面積は、本事業の内容、施設の規模等を勘案し、妥当なものと認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)アで述べたように、小松公民館の活動が年々盛んになってきたことから、「たんぼぼくらぶ」の活動日数が制限されてきたことから、「たんぼぼくらぶ」の活動日数が制限されており、小松地区は他地区と比べ、地域子育て支援センター事業が十分に実施できていない等、市が推進する施策に支障を及ぼしている状況である。加えて、今後も、公民館主催事業等の増加が見込まれ、ますます「たんぼぼくらぶ」事業の実施が困難になると考えられる。

また、市の一時預かり事業は利用者が多いことから、事業を利用できない利用者が散見される日があり、ニーズ調査において、一時預かり保育事業を拡充（増設）してほしいとの要望が寄せられている状況である。また、現在一時預かり事業を実施していない丹原地区及び小松地区のうち、丹原地区においては、今後新たに一時預かり事業を中川さくら保育所で実施する予定であるが、小松地区においては、調理室等の必要設備等が整っていないため、事業を実施することができない状況である。このため、小松地区の保護者が一時預かり保育を利用する際は、従来どおり他地区の施設を利用しなければならないため利便性が悪く、緊急的に一時保育が必要となる際の児童の受け入れ態勢が整っていない。

さらに、小松地区は市内で唯一児童館が整備されていない地区であることに加えて、地域交流センターも整備されていないため、他地区において実施されている児童館管理運営事業及び地域交流事業が実施できておらず、現状を看過すれば、今後ますます小松地区とその他の地区におけるサービス格差拡大が深刻になると予想される。

以上のことから、各施設とも早期な対応が必要となっている。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

西条市役所子育て支援課

平成30年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第51号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

- 1 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）
- 2 作業期間 平成30年 1月10日から
2月28日まで
- 3 作業地域 今治市及び越智郡上島町地内

○愛媛県告示第52号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成30年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
字第38号	宇和島市高串字丁田1番耕地	宇和島地方家畜衛生推進協議会	宇和島市高串字丁田1番耕地 南予家畜保健衛生所宇和島支所内	平成29年12月28日

○愛媛県告示第53号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-26)第16651号	平成27年3月15日	(株)片岡建設	片岡 謙二	松山市井門町1532-1	平成29年12月4日	建築工事業	建設業の廃止
(般-28)第8030号	平成28年12月15日	(有)タカハシテック	高橋 良平	松山市余戸東5-1-25	平成29年12月14日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-27)第15868号	平成27年12月16日	(株)山昭産業	山本 昭三	松山市畑寺3-14-27	平成29年12月26日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵238番2から 同町岩淵281番まで	平成30年 1月16日

○愛媛県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町日野川1211番2から 同町日野川1221番2まで	平成30年 1月16日

○愛媛県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡内子町宿間甲464番6から 同町宿間甲462番4まで	旧	メートル 12.6～15.5	キロメートル 0.030	
			新	15.5～42.1	0.030	

○愛媛県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡内子町宿間甲464番6から 同町宿間甲462番4まで	平成30年 1月16日

○愛媛県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷3101番2から 同町大谷3127番2まで	旧	メートル 5.3～8.5	キロメートル 0.221	
			新	6.5～10.7	0.221	

○愛媛県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷3101番2から 同町大谷3111番2まで	平成30年 1月16日